

「奈良県廃棄物処理計画(第4次計画)(案)」に関するパブリックコメントで提出された意見の概要及び県の考え方

No.	頁	項目	提出されたご意見等	ご意見等に対する県の考え方
1	1	1. 計画の位置付け	廃棄物処理を考えるにあたっては、循環型社会を形成することが基本にあり、循環型社会を実現するための手段として、廃棄物対策・資源の有効活用等を考える必要がある。例えば、計画の位置付けは、「本計画は、循環型社会の実現を図るための、廃棄物対策の基本となる計画であり、…廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用及び適正使用に取り組む基本的な方向を示すものです。」としてはどうか。	本計画の位置づけは、「廃棄物の処理を通して、…循環型社会形成を推進するため…取り組む基本的な方向を示すものです。」として、循環型社会を実現するための方向を示しており、趣旨は同じと考えています。
2	10-11	6. 数値目標	人口の減少により、更に廃棄物排出の抑制ができるかもしれないのではないかと。	廃棄物の排出量等の予測については、県内総人口の減少と県民1人当たりのごみ排出量の逡減を考慮しており、これを基に目標値を設定しています。
3	11	6. 数値目標	古紙について、一般の方はどのような紙が再利用できるかを理解しておらず、家庭からの段ボール等が可燃ごみとなっていることが多い。半強制的に分別されるような制度を作れば、ごみの減量(再利用の増加)につながると考える。 さらに、集団回収の実施や学校での分別(再利用)に対する講義等も一般の方に対する意識付けになると思う。	古紙については一般廃棄物の排出量全体に占める割合も大きく、県全体の再生利用率の向上のためにも、古紙の再生利用に重点的に取り組む必要があると考えています。今後とも、古紙を含む3Rの取り組みについて、さまざまな機会を活用し、市町村への情報提供を行うなど、県民の意識醸成に努めてまいります。 また、県内26市町村において古紙等の集団回収を行った団体への助成を行い回収を促進するとともに、小・中学校及び高等学校においても各教科や総合学習の時間等で環境に関する内容を学習しています。
4	11	6. 数値目標	容器包装プラの分別について、どの程度の汚れが再生の許容範囲なのか分からない。例えば、歯磨き粉のチューブやマヨネーズの容器を再生するためにはどの程度きれいにしておかなければならないのか。容器をきれいにしようとすると今度は水が汚れて下水処理にお金がかかる。一部だけを見るのではなく、環境に与える影響を総合的に評価・実証したうえで方針を打ち出してほしい。	ご意見のとおり容器包装プラの汚れを下水道に流した上でプラスチックへリサイクルする場合とそのまま燃えるごみとして出す場合に、どの程度の汚れが環境負荷面で分かれ目となるかをお示しすることは大切なことだと考えます。ただ、それを算定するには、それぞれの方法で要するコスト、エネルギー、排出される環境負荷等を総合的に検証する必要があります。今後、本計画の事業進捗のなかで、各種研究結果の知見等を踏まえ、検討します。

「奈良県廃棄物処理計画(第4次計画)(案)」に関するパブリックコメントで提出された意見の概要及び県の考え方

No.	頁	項目	提出されたご意見等	ご意見等に対する県の考え方
5	11	6. 数値目標	プラスチック類も分別しているが、テレビでは分別せずに燃やすほうが良いという話も聞く。プラスチックを分別するほうが良いのか、燃やしてしまうほうが良いのかを調べて、情報発信することが県全体で環境にやさしい生活をするにつながると思う。	新設のごみ焼却施設には、焼却時の熱を利用して発電する設備を備えているところが増えてきています。このため、プラスチックをプラスチックへ再生するマテリアル(材料)リサイクルとは別に焼却時の熱エネルギーを回収するサーマル(熱)リサイクルという観点も生まれています。どちらのリサイクルが環境にやさしいかをお示しすることは大切なことだと考えます。ただ、現時点では、分別・再生する場合と焼却する場合とどちらが総合的に環境にやさしいかは、それぞれの方法で要するコスト、エネルギー、排出される環境負荷等を総合的に検証する必要があります。今後、本計画の事業進捗のなかで、各種研究結果の知見等を踏まえ、検討します。
6	18	9. 事業の概要	「ごみゼロ生活」の推進の個別事業例として、地域での環境学習等への支援(県政出前トーク、アドバイザー派遣等)とあるが、積極的に子ども達の「環境教育」の一環に入れて、奈良県の現状と目標、実践を学べる機会をつくってはどうか。	子ども達が環境について学ぶことは大切なことだと考えており、子ども達も参加できるイベントやホームページ等において情報発信・啓発に努めてまいります。また、小・中学校及び高等学校においても各教科や総合学習の時間等で環境に関する内容を学習しています。
7	18	9. 事業の概要	家庭系ごみ排出の減量化のために、家庭用生ゴミ乾燥機類製品の普及斡旋をしてはどうか。	ごみの排出抑制を進めるうえで、ごみ組成の14.2%を占める生ごみの排出抑制は有効な方法だと考えています。このため、県内24市町村でコンポスト容器等生ごみ処理機購入時の助成を行っています。
8	18	9. 事業の概要	ごみを減らすために、賞味期限寸前の食べ物を進んで購入することや、賞味期限を過ぎて間もない食べ物を貧困で困っている子供たちに提供できるシステムを構築することを考えてはどうか。	食料の大半を輸入に頼っているにもかかわらず、まだ食べられる食料を捨てる現状があることは問題だと認識しています。その削減については、県民・事業者の取り組みが重要であることから、企業・団体・行政等で構成される「きれいに暮らす奈良県スタイル推進協議会」(H28.12設立)における行動計画の一つに位置付け、全県的な実践活動を誘発・促進してまいります。
9	21	9. 事業の概要	私の住む町では可燃ゴミとは別に生ごみを回収しているが、生ごみのためにおくバケツの清掃などは、共働き家庭などでは負担になっている。3Rを進めないといけないと思うが、分別には家庭における手間(コスト)もかかることも考慮してほしい。	市町村ではごみの減量化・リサイクルの促進に向けて創意工夫した事業を実施されており、県としても、それらの情報を各市町村が共有できるよう、さまざまな機会を活用して市町村へ情報提供を行っているところです。今後も各市町村において住民の理解を得ながらごみの減量化やリサイクルがさらに促進されるよう、県も情報共有・発信に努めてまいります。

「奈良県廃棄物処理計画(第4次計画)(案)」に関するパブリックコメントで提出された意見の概要及び県の考え方

No.	頁	項目	提出されたご意見等	ご意見等に対する県の考え方
10	22	9. 事業の概要	<p>廃棄物系バイオマスの有効利用の促進として間伐材の利用促進が記載されているが、間伐材自体は廃棄物ではない。固定価格買取制度の創設以来、放置間伐材の有効利用が活発になり、有価で取引されるようになった。以下の環境省の通知においても「一般的には廃棄物に当たらないものと考えられる」とされており、当該記載について検討されたい。</p> <p>平成20年3月31日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課発 各都道府県一般廃棄物行政担当課あて事務連絡</p>	<p>ご意見にあります環境省事務連絡では、放置間伐材の廃棄物処理法上の取扱いについて、いわゆる総合判断説に照らして通常の材木と同様の性状等が認められるのであれば、一般的には廃棄物には当たらない、とする一方、間伐材の性状等を総合的に勘案して廃棄物と判断される場合も想定しています。</p> <p>廃棄物の循環的利用を図るためにも、間伐材の有効利用を促進することで廃棄物となる間伐材の量を減らし、県全体としてリサイクルを推進するよう努めます。</p>
11	24	9. 事業の概要	<p>建築廃棄物に関して、優良産廃処理業者を5レベルで表示するなど、グレードをつけてほしい。それを県のホームページなどで公開してほしい。廃棄物を健全な業者に依頼しやすくなる。</p>	<p>優良産業廃棄物処理業者認定制度は、廃棄物処理法に基づくものです。県のホームページや(公財)産業廃棄物処理事業振興財団の「優良さんばいナビ」等において優良産廃処理業者が公開されています。</p>
12	24	9. 事業の概要	<p>建築廃棄物は解体業者から出ることが多いので、解体業者がどこの廃棄処分場で処理をしているのか、登録するように義務付け、県のホームページなどで公開してほしい。発注者にとって適切な処理が行われているかが明確になり安心できる。</p>	<p>ご意見にある解体業者の産業廃棄物の処分委託先の届出や公開については法律に定めがありませんが、県では、建設業の許可及び解体業の許可又は登録を有する事業者の名簿をホームページで公開しています。</p> <p>解体工事で発生する産業廃棄物に対する発注者・排出事業者・処理業者の責任は、廃棄物処理法及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に定められており、県ではこれらが遵守されるよう引き続き講習会などによる啓発に取り組んでまいります。</p>
13	33	9. 事業の概要	<p>ゴミの分別が細かいので県内統一の処理能力の高い焼却炉を使ってほしい。そして自治体による分別の違いをなくしてほしい。</p>	<p>一般廃棄物の処理は、市町村の自治事務であるとともに、焼却施設の経過年数や機能に差があるため、直ちに県内統一基準の焼却施設にそろえることは難しいと考えています。</p> <p>一方、県では、奈良モデルとして一般廃棄物処理の広域化を進めており、これにより、関係市町村の行財政効率の向上のほか、環境負荷の低減、エネルギー回収にも寄与できるものと考えています。</p>

「奈良県廃棄物処理計画(第4次計画)(案)」に関するパブリックコメントで提出された意見の概要及び県の考え方

No.	頁	項目	提出されたご意見等	ご意見等に対する県の考え方
14	35	10. 推進計画	この計画は大きな方向性を示すもので、具体的な取り組み方法などは、個別に示されるのだと思うが、もう少し県民個人個人が、「何をしたら、どう貢献できるのか」という具体的な循環のイメージが、計画の中にあっただ方が良いと思う。また、個人へのインセンティブは難しいと思うが、例えば自治会などへそこで回収された資源ごみの代金を交付する等、地域・地区へのインセンティブを設けられないか。関連業者をも巻き込んで、出来るだけ多くの様々なゴミが循環してビジネスとして成り立つ具体的な枠組みづくりが重要だと思う。この循環が県内で完結すればなお良いのではないか。	意見4、意見5に対する考え方に記載しましたとおり、どのような行動をとることが環境にやさしいかを総合的にお示しすることが大切だと考えています。いただいたご意見を参考に、今後も検討を続けてまいります。
15	その他	—	奈良県に観光客(外国人)を呼び込んで宿泊させて、利益を生みたいと考えたときに、観光地として発展すると廃棄物も増えるので、観光税等の奈良県特有の条例を制定してはどうか。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。